

建設消防委員会

住宅課

市営住宅使用料等の債権放棄について

1 債権放棄の概要

市営住宅退去済の滞納者の住宅使用料及び市営住宅損害金のうち、2件については浜松市債権管理条例第12条第1項第1号及び第2号に該当するため、平成30年9月10日付で債権放棄を行いましたのでご報告するものです。

2 債権放棄の内容

No	氏名	住宅使用料	市営住宅損害金	合計	条例第12条第1項
1	A氏	0円	298,780円	298,780円	第1号該当
2	B氏	2,115,640円	0円	2,115,640円	第1号及び第2号該当
合計		2,115,640円	298,780円	2,414,420円	

3 債権放棄の経緯

A氏は、名義人死亡の際に入居の承継ができなかったことにより不正入居となり、市営住宅損害金を滞納した。名義人が滞納していた住宅使用料は連帯保証人が支払った。

その後A氏は生活保護受給者となり退去したが、病気のため就業困難であり、今後も資力回復の見込みがないことが判明した。

B氏は、夫の離職等により、住宅使用料を滞納した。

建物明渡等請求訴訟の判決に基づき、B氏は退去後も住宅使用料を分納していた。その後B氏は生活保護受給者となり、病気のため就業困難かつ高齢であり、今後も資力回復の見込みがないことが判明した。B氏の連帯保証人は死亡、相続人は全員相続放棄をしている。

以上の2件について、回収困難として債権処理庁内検討委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの検討結果から、浜松市債権管理条例第12条第1項に基づき債権放棄した。

[参 考]

浜松市債権管理条例の抜粋

(その他の債権の放棄)

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
 - (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
 - (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。